

第2次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和3年3月

伊 方 町

目 次

第1 基本方針	1
1. 基本方針	1
1) ごみ処理の基本方針	1
2. 計画目標年次	2
第2 地域の概要	3
1. 地理的、地形的、気候的特性	3
1) 地理的、地形的特性	3
2) 気候的特性	4
2. 人口動態・分布	5
3. 将来計画	6
第3 ごみ処理の実態	7
1. ごみ処理の現状	7
1) ごみ処理の経緯	7
2) ごみ処理・処分体制	8
3) ごみ処理量の実績	9
4) 収集・運搬の実績	11
5) 中間処理の実績	12
6) 最終処分（埋め立て処分）の実績	14
2. ごみ処理の主体	15
第4 ごみ処理基本計画	16
1. ごみ排出量の予測	16
1) ごみ処理・処分体制	16
2) ごみの種類別発生量の予測	17
3) 再資源化量の予測	18
4) 中間処理量の予測	19
5) 最終処分量の予測	21
2. ごみ処理量及び処理等の目標	22
1) 目標設定の概要	22
2) 本計画における目標	22
3. 排出抑制・再資源化のための方策	24
1) ごみの排出抑制・再資源化に関する方策	24

4.	収集・運搬計画	26
1)	収集・運搬に関する目標	26
2)	収集区域の範囲	26
3)	ごみの排出方法（容器包装リサイクル法への対応）	26
4)	収集・運搬の方法	26
5)	事業系ごみの対応	26
5.	中間処理計画	27
1)	中間処理に関する目標	27
2)	中間処理の方法	27
3)	中間処理技術	27
4)	中間処理施設及びその整備計画の概要	27
5)	中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法	27
6.	最終処分計画	28
1)	最終処分に関する目標	28
2)	最終処分の方法	28
3)	最終処分場及びその整備計画の概要	28
7.	その他の事項	29
1)	適正処理困難物について	29
2)	災害時の廃棄物処理対策に関する事項	29
3)	地域に関する諸計画と関係	29

第1 基本方針

1. 基本方針

1) ごみ処理の基本方針

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、伊方町（以下「本町」という。）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

今後、従来の社会のあり方や一人ひとりのライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することが必要不可欠です。天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが迫られています。

このため、国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中の「廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向」には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。」と定めています。

このような社会的背景を踏まえ、本町のごみ処理の基本方針を次のように定めます。

基本方針 1

基本法をはじめ、廃棄物処理法など諸法の趣旨の周知徹底を図ります。

基本方針 2

町民、事業者、行政の協働による循環型社会づくりの形成を図ります。

基本方針 3

資源の有効利用促進及びリサイクルに積極的に取り組み、ごみの減量化及び資源化を推進します。

2. 計画目標年次

これまでの「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）が、平成 18 年度を初年度とし令和 2 年度を目標年度としていることから、本計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 17 年度を目標年度とした 15 年計画とします。

なお、本計画は、初年度から概ね 5 年ごとに、また、制度の改正や廃棄物を取り巻く情勢が大きく変化した場合に、本計画で掲げた数値目標の達成度や重点施策などの取り組みの進捗状況を踏まえ、計画の見直しを行います。

第2 地域の概要

1. 地理的、地形的、気候的特性

1) 地理的、地形的特性

本町は、愛媛県の西南部の豊予海峡に突き出した日本一細長い佐田岬半島に位置し、東は八幡浜市に接し、周囲は宇和海、伊予灘に面しています。

地形は町中央に半島特有の低い山並みが走り、町の大部分が急傾斜地で、入江沿いの少ない平地に寄りそうように集落を形成しています。

総面積は93.98km²を有し、愛媛県総面積の約1.7%を占めています。

本町の位置図を図2-1に示します。



図2-1 本町の位置図

2) 気候的特性

本町の令和元年の気象概況を表2-1及び図2-2に示します。

表2-1 気候の概況

月別	気 温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
1	8.0	13.7	1.9	18.0
2	8.3	17.6	3.8	109.0
3	10.5	19.2	4.7	122.5
4	13.9	24.2	5.1	82.5
5	18.7	31.0	11.3	83.0
6	21.0	27.3	16.3	196.0
7	24.0	31.9	18.9	288.5
8	25.7	32.1	19.1	244.5
9	24.5	31.9	17.7	19.0
10	20.2	28.1	13.9	125.5
11	15.1	21.2	7.1	9.0
12	10.8	18.9	6.9	98.0
全年	16.7	32.1	1.9	1,395.5

資料：気象庁観測資料（瀬戸地域気象観測所）

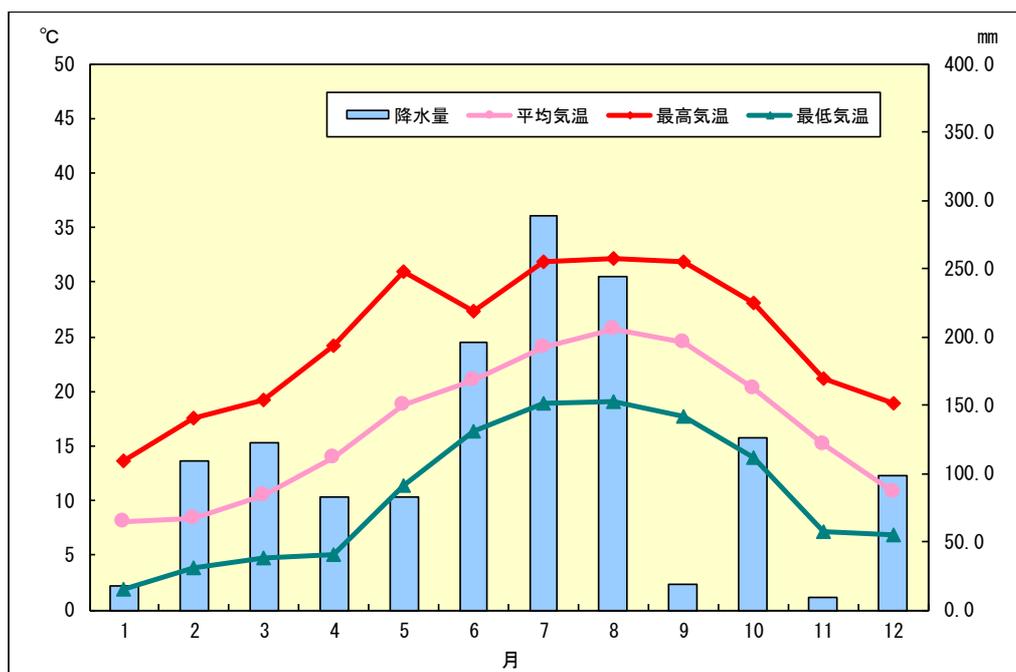


図2-2 気候の概況

2. 人口動態・分布

伊方町の人口は、令和元年度で9,163人、世帯数は4,567世帯となっています。人口、世帯数及び1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

人口の動態を表2-2及び図2-3に示します。

表2-2 人口の動態

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
H17	12,961	5,318	2.44
H18	12,597	5,270	2.39
H19	12,304	5,208	2.36
H20	12,075	5,180	2.33
H21	11,821	5,116	2.31
H22	11,620	5,078	2.29
H23	11,345	5,021	2.26
H24	11,102	5,007	2.22
H25	10,802	4,962	2.18
H26	10,539	4,890	2.16

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
H27	10,249	4,780	2.14
H28	9,979	4,750	2.10
H29	9,701	4,699	2.06
H30	9,460	4,633	2.04
R1	9,163	4,567	2.01

※ 各10月1日現在人口及び世帯人口

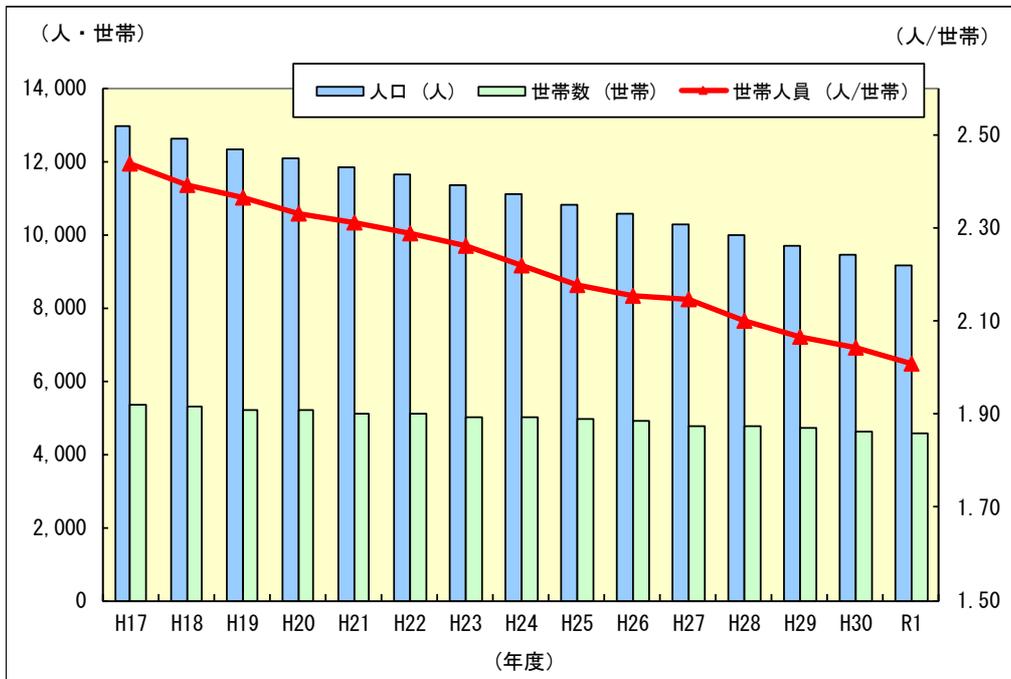


図2-3 人口の動態

3. 将来計画

本町は、暮らしている人や生まれてくる全ての人にとって、佐田岬の自然・文化・人に囲まれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にする「よろこびの風薫るまち」を将来像とします。

一般廃棄物（ごみ）では、排出量は減少化を示していますが、その質は、複雑化・多様化する傾向にあり、経済的負担や環境負荷といったごみ問題に対しては、ごみの処分が衛生的かつ安全に行われるとともに、ごみ量がさらに減少する手段を検討し、総合的なごみ対策を進めます。

第3 ごみ処理の実態

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理の経緯

本町は、平成17年4月1日に伊方町、瀬戸町及び三崎町が合併し、伊方町となりました。

合併以前は、3町において独自にごみの処理・処分を実施してきましたが、可燃ごみについては、ダイオキシン類の発生を抑制するため、2市1町でごみ処理の広域化を図る構成のもと、平成14年度から八幡浜市へ委託し、処理を行っています。

ごみ処理の経緯を表3-1に示します。

表3-1 ごみ処理の経緯

昭和44年 4月	瀬戸不燃物処理場	供用開始（H13.12廃止）
昭和46年 6月	伊方町ごみ焼却場	供用開始（H11.5廃止）
昭和55年 6月	三崎町清掃センター	供用開始（H14.12廃止）
昭和62年 4月	瀬戸町ごみ焼却場	供用開始（H14.11廃止）
平成 7年11月	三崎町不燃物処理場	供用開始（H16.3廃止）
平成10年 4月	伊方一般廃棄物最終処分場	供用開始（H25.3廃止）
平成10年 4月	3町資源物収集を開始	
平成14年 9月	3町可燃ごみについて八幡浜市へ焼却処理を委託開始	
平成17年 4月	3町合併伊方町となる。	
平成22年 4月	伊方町リサイクルセンター	供用開始
平成25年 4月	伊方町一般廃棄物最終処分場	供用開始

2) ごみ処理・処分体制

現状におけるごみ処理・処分体制を図3-1に示します。

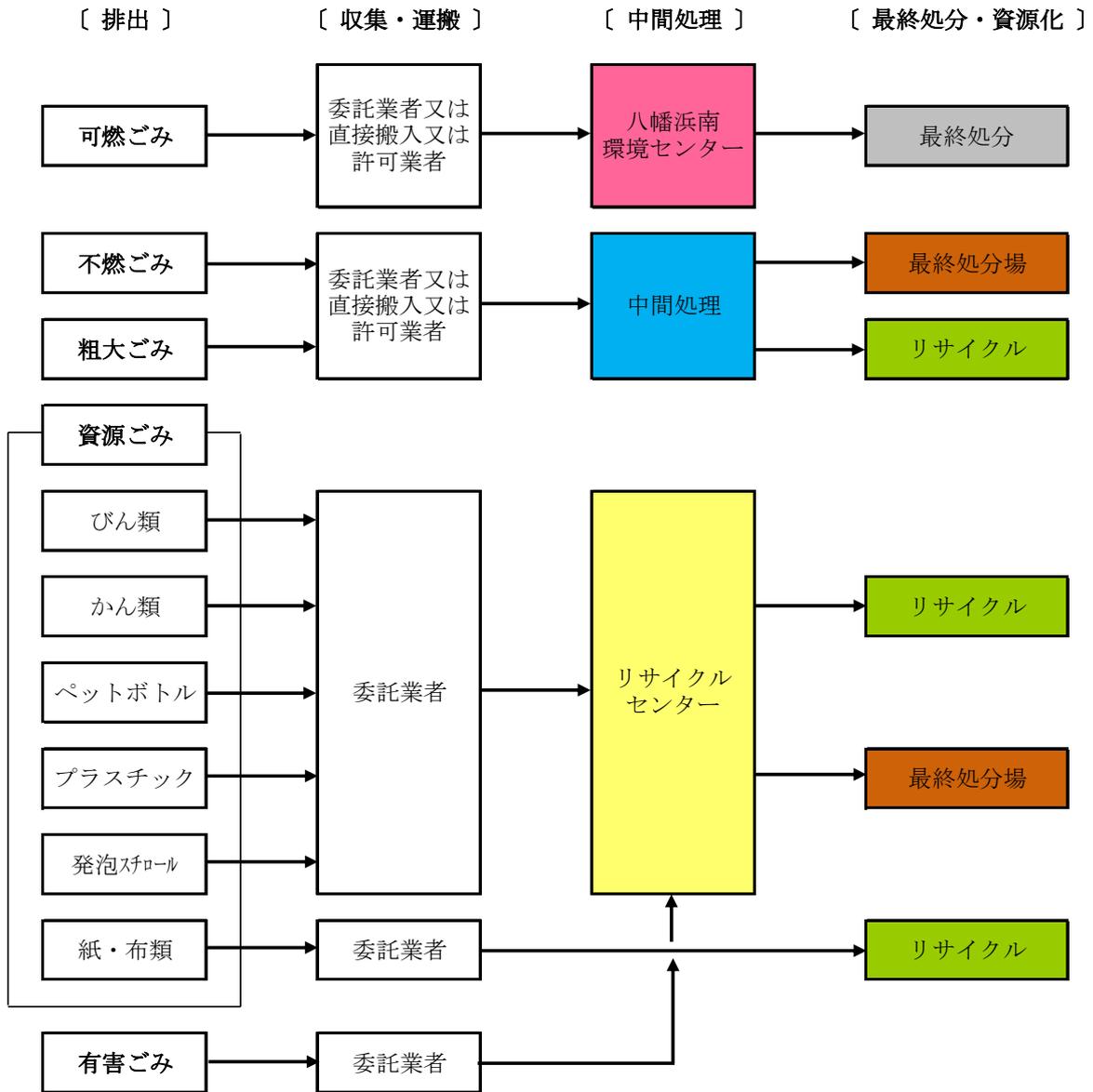


図 3-1 ごみ処理・処分体制（令和元年度）

3) ごみ処理量の実績

(1) ごみの排出実績

本町におけるごみ排出量は、表 3-2 及び図 3-2 に示すとおりです。

令和元年度における「総排出量」は 2,671 t/年であり、平成 27 年度に策定した令和 2 年度の目標値（以下「令和 2 年度目標値」という。）：3,093 t/年を既に達成しています。

また、「1 人 1 日当たり排出量」についても、令和元年度は 798.4g/人・日であり、令和 2 年度目標値：799.4 g/人・日も達成しています。

表3-2 ごみ排出量の推移

区 分	単位	実績値														
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政区域内人口	人	12,961	12,597	12,304	12,075	11,821	11,620	11,345	11,102	10,802	10,539	10,249	9,979	9,701	9,460	9,163
収集人口		12,961	12,597	12,304	12,075	11,821	11,620	11,345	11,102	10,802	10,539	10,249	9,979	9,701	9,460	9,163
総排出量	t/年	4,332	4,161	3,997	2,969	3,097	3,054	3,180	3,205	3,177	3,200	2,980	2,818	2,807	2,736	2,670
家庭系ごみ		4,320	4,149	3,986	2,958	3,083	2,997	3,117	3,130	3,103	3,075	2,816	2,634	2,578	2,431	2,144
可燃ごみ		2,401	2,329	2,322	2,116	2,098	2,102	2,194	2,178	2,178	2,136	2,036	1,900	1,832	1,755	1,537
不燃ごみ		723	603	574	125	220	145	158	161	150	140	144	134	137	125	111
粗大ごみ		728	650	509	246	237	157	195	258	258	266	148	125	150	120	116
有害ごみ		0	3	5	5	5	5	5	5	6	5	6	6	6	5	5
資源ごみ		468	564	576	466	523	588	565	528	511	528	482	469	453	426	375
事業系ごみ		12	12	11	11	14	57	63	75	74	125	164	184	229	305	526
可燃ごみ		12	12	11	11	14	57	63	75	74	125	164	184	229	305	526
1人1日当たり排出量	g/人・日	915.7	905.0	887.6	673.6	717.8	720.1	765.8	790.9	805.8	831.9	794.4	773.7	792.7	792.4	796.1

※粗大ごみ量には直接搬入量を含む。

※1人1日平均排出量には自家処理量を含まない。

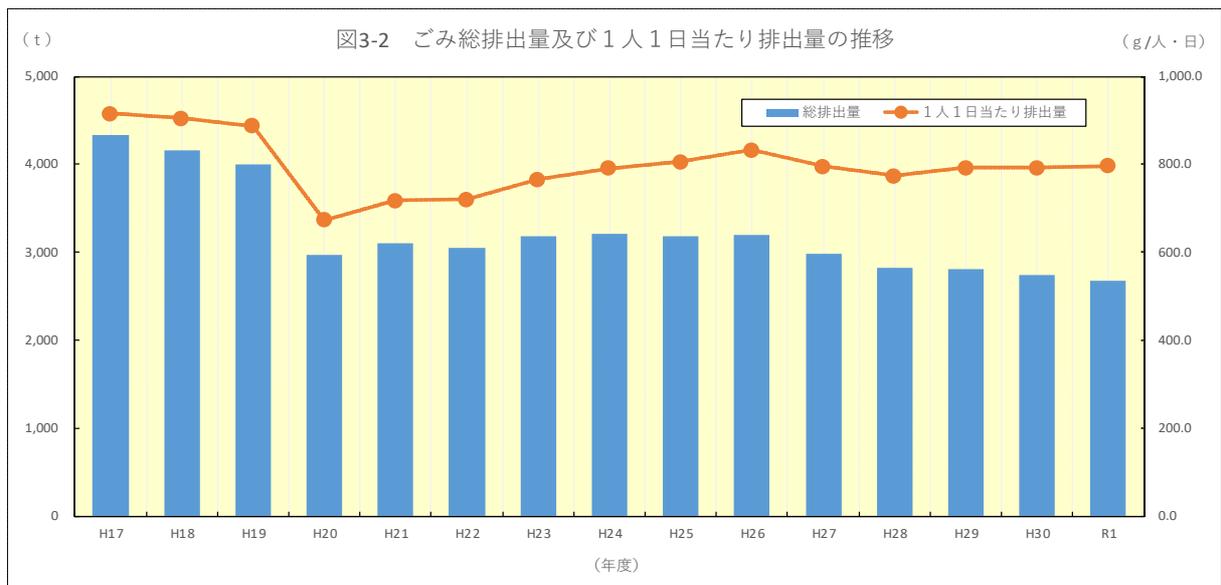


図3-2 行政区域内人口と1人1日当たり排出量の推移

(2) 生ごみ処理機器の設置

本町では、家庭の厨芥類の減量化・再資源化を目指して、生ごみ処理機器購入補助による設置を奨励しており、平成17年度から令和元年度までの実績では143基となっています。

生ごみ処理機の設置実績を表3-3及び図3-3に示します。

表3-3生ごみ処理機器の設置実績

年度	単位	コンポスター	キッチンリサイクラー	EMサポート	生ごみ処理機	合計	
H17	基/年	0	0	0	4	4	
H18		2	0	3	8	13	
H19		3	0	3	3	9	
H20		17	3	0	16	36	
H21		16	8	0	4	28	
H22		9	0	0	3	12	
H23		6	1	0	1	8	
H24		3	0	0	1	4	
H25		5	0	0	3	8	
H26		4	0	0	1	5	
H27		2	0	1	0	3	
H28		2	0	0	4	6	
H29		3	0	0	0	3	
H30		1	0	0	2	3	
R1		0	0	1	0	1	
計			73	12	8	50	143

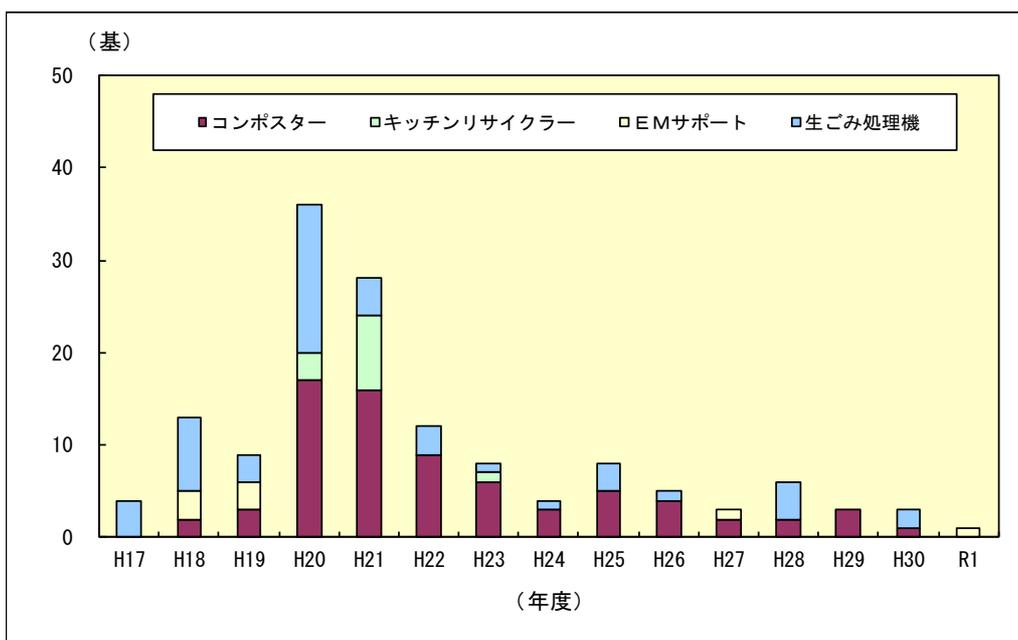


図3-3生ごみ処理機器の設置実績

4) 収集・運搬の実績

収集・運搬量は、平成18年度以降減少傾向を示し、令和元年度は平成17年度と比べ約45%減となっています。

収集・運搬量の動態を表3-4及び図3-4に示します。

表3-4 収集・運搬量の実績

区 分	単位	実 績 値														
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ収集量	t/年	3,720	3,946	3,835	2,859	2,946	2,840	2,922	2,892	2,845	2,809	2,668	2,510	2,428	2,312	2,029
可燃ごみ		2,401	2,329	2,322	2,116	2,098	2,102	2,194	2,178	2,178	2,136	2,036	1,900	1,832	1,755	1,537
不燃ごみ		723	603	574	125	220	145	158	161	150	140	144	134	137	125	111
粗大ごみ		128	447	358	147	100	0	0	20	0	0	0	1	1	1	0
有害ごみ		0	3	5	5	5	5	5	5	6	5	6	6	6	5	6
資源ごみ		468	564	576	466	523	588	565	528	511	528	482	469	452	426	375

※粗大ごみ量には直接搬入量を含まない。

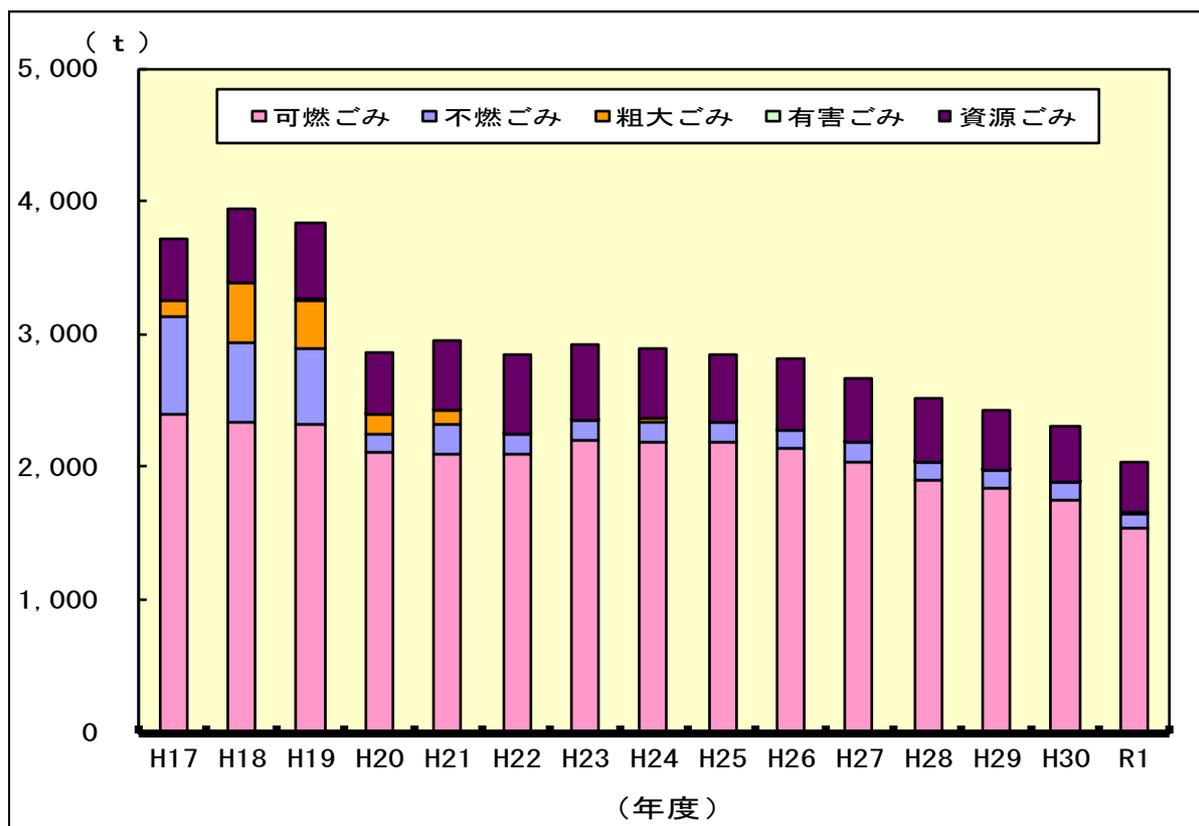


図3-4 収集・運搬量の実績

収集・運搬車両は町所有の収集車を、委託業者に貸与して収集を行っています。
収集及び運搬場所の区域を図3-5に示します。

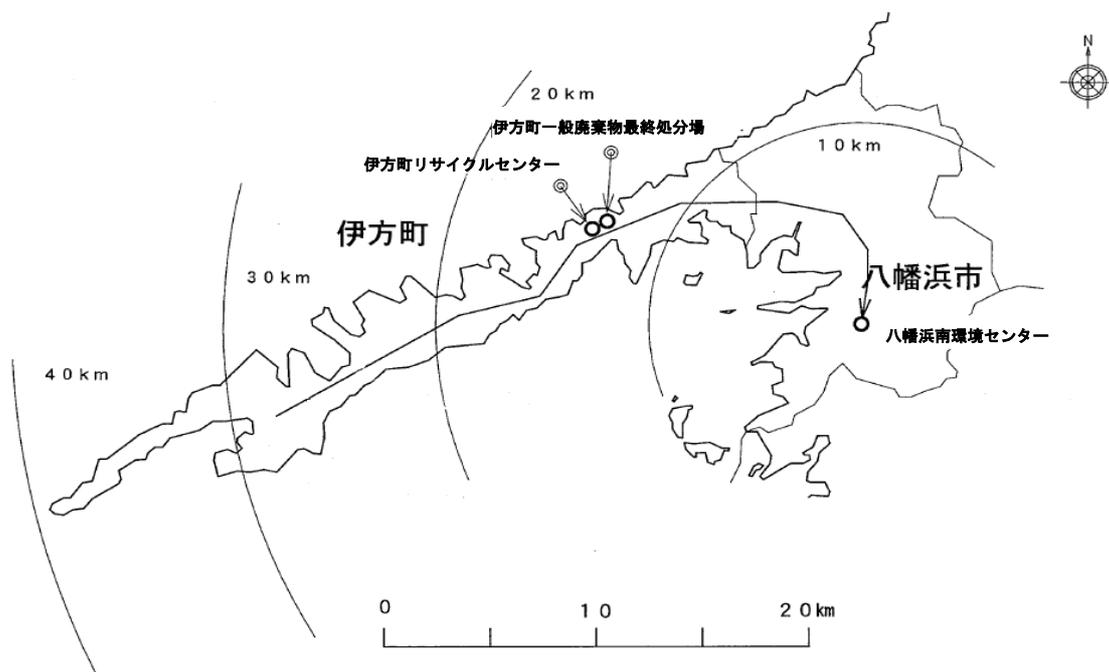


図3-5 収集・運搬場所の位置

5) 中間処理の実績

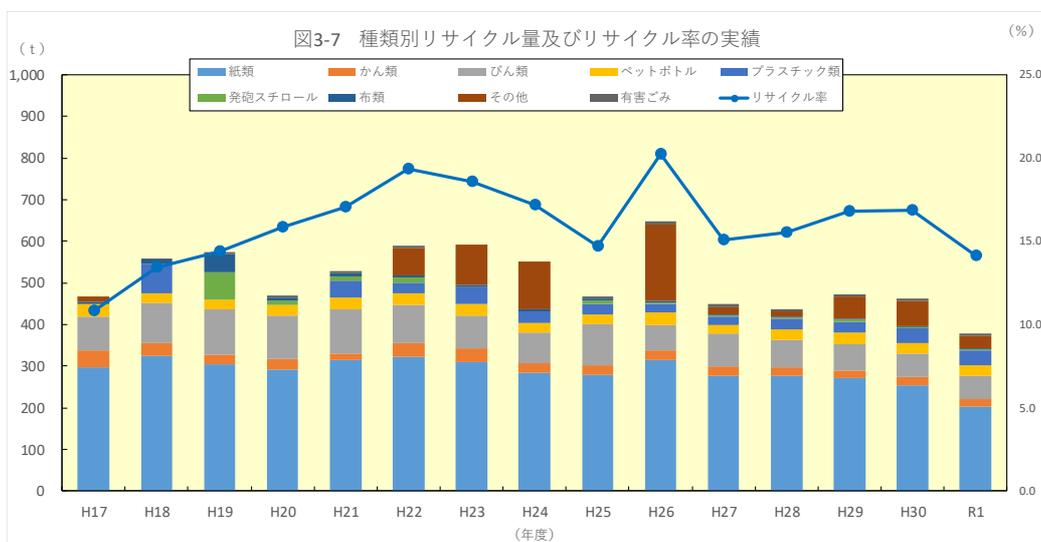
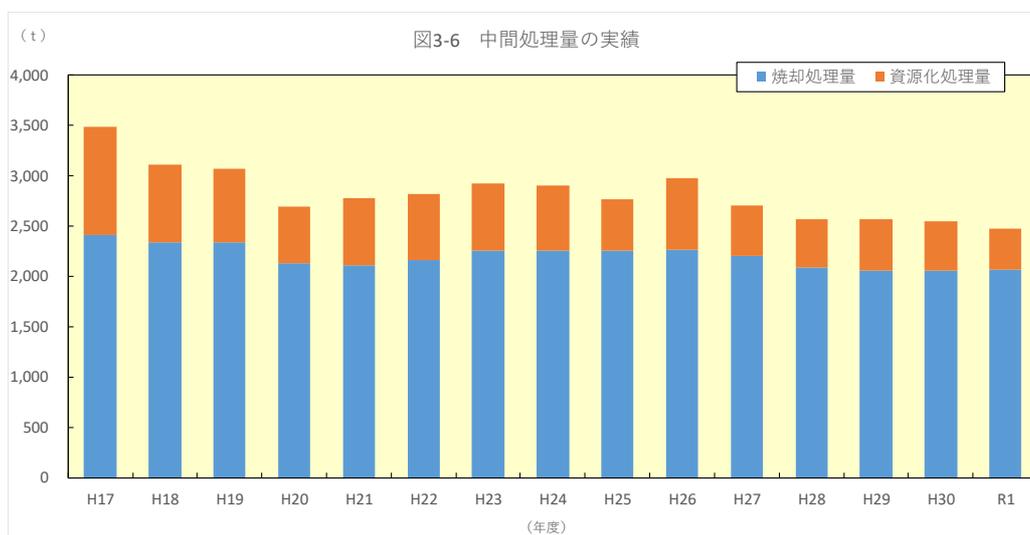
家庭系ごみ及び事業系ごみの「可燃ごみ」については、八幡浜南環境センターで焼却処理され、焼却後の灰類等の焼却残渣については、民間の管理型最終処分場にて埋め立て処分（最終処分）を行っています。

一方、資源化处理については、伊方町リサイクルセンターにおいて、「資源ごみ」及び「有害ごみ」は、びん類、かん類、ペットボトル、プラスチック類及び発砲スチロール等に選別され、リサイクル業者や指定法人に引き取られ再利用されます。また、「粗大ごみ」は最終処分場において分別され、リサイクルされています。

なお、リサイクル率は、平成26年度に20.3%になりましたが、近年は15%前後を推移しています。

表3-5 中間処理の実績

区 分	単位	実績値														
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中間処理量		3,481	3,111	3,065	2,697	2,777	2,816	2,923	2,900	2,769	2,976	2,705	2,571	2,572	2,551	2,474
焼却処理量		2,413	2,341	2,333	2,127	2,112	2,159	2,257	2,253	2,252	2,261	2,200	2,084	2,061	2,060	2,063
資源化処理量		1,068	770	732	570	665	657	666	647	517	715	505	487	511	491	411
リサイクル量		468	560	574	471	528	590	591	550	467	648	450	437	472	461	378
紙類		296	326	305	293	315	322	309	285	280	315	277	278	271	255	204
かん類		41	30	22	25	16	34	33	23	23	23	22	20	19	20	18
びん類		81	97	109	103	107	92	80	73	98	60	79	65	62	56	54
ペットボトル		31	22	24	27	27	27	28	24	22	32	22	26	28	24	26
プラスチック類		0	71	0	0	41	25	39	26	27	20	20	25	27	36	35
発砲スチロール		0	0	67	10	10	13	0	0	8	3	2	3	5	3	3
布類		6	11	42	8	7	6	6	5	4	5	3	3	3	2	2
その他		13	0	0	0	0	64	96	114	0	181	16	12	52	60	31
有害ごみ		0	3	5	5	5	7	0	0	5	9	9	5	5	5	5
資源化処理残渣		600	210	158	99	137	67	75	97	50	67	55	50	39	30	33
リサイクル率	%	10.8	13.5	14.4	15.9	17.0	19.3	18.6	17.2	14.7	20.3	15.1	15.5	16.8	16.8	14.2



6) 最終処分（埋め立て処分）の実績

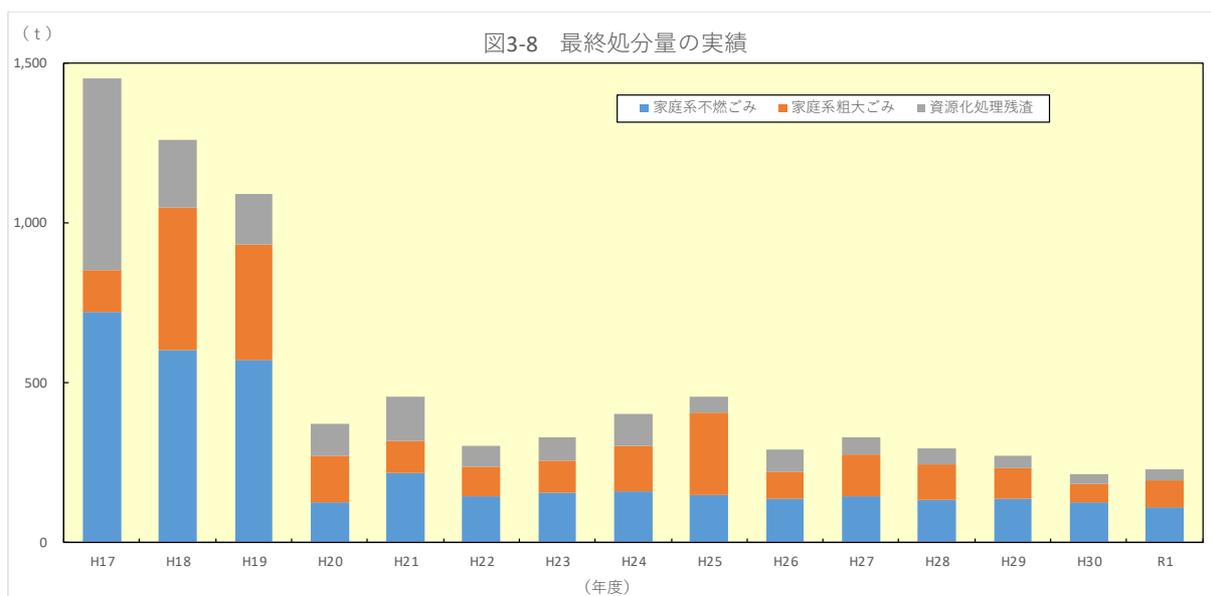
可燃ごみの焼却処理を平成 14 年度から八幡浜市に委託をしたことから、焼却処理に伴い発生する焼却残渣の処理は八幡浜市を通じて処理をしています。このため、本町における最終処分は、15 年度以降、各家庭から排出される「不燃ごみ」、一部の「粗大ごみ」及び「資源ごみ」等を資源化処理した後の残渣を埋め立て処分しているのみです。

平成 20 年度には、資源化の促進効果が大きく表れ、埋め立て処分量が大きく減少しました。さらに、平成 26 年度以降は、ごみ出しルールの徹底の効果が表れ、埋め立て処分量が大きく減少しました。最終処分の実績を表 3-6 及び図 3-8 に示します。

なお、伊方町一般廃棄物最終処分場は、令和 9 年度に埋め立てを終了することを予定しています。

表3-6 最終処分量の実績

区 分	単位	実績値														
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量	t/年	1,451	1,260	1,090	371	457	305	332	402	458	291	330	297	274	215	229
家庭系ごみ		851	1,050	932	272	320	238	257	305	408	224	275	247	235	185	196
不燃ごみ		723	603	574	125	220	145	158	161	150	140	144	134	137	125	111
粗大ごみ		128	447	358	147	100	93	99	144	258	84	131	113	98	60	85
資源化処理残渣		600	210	158	99	137	67	75	97	50	67	55	50	39	30	33



2. ごみ処理の主体

ごみ処理の収集から最終処分までの主体を表3-7に示します。

表3-7 ごみ処理の主体

区 分		処 理 体 制	備 考
収 集	委 託 収 集	伊 方 町	町内全域における家庭ごみの委託収集を実施
	許 可 業 者 収 集	許 可 業 者	町が行う収集以外のごみの収集
中 間 処 理	ご み 焼 却	八 幡 浜 市	八幡浜南環境センターにおいて焼却委託を実施
	資 源 物 選 別	伊 方 町 委 託 業 者	伊方町リサイクルセンターにおいて処理
最 終 処 分	最 終 処 分 場	伊 方 町	伊方町一般廃棄物最終処分場にて最終処分

第4 ごみ処理基本計画

1. ごみ排出量の予測

1) ごみ処理・処分体制

ごみ処理・処分体制については、多様化するごみを適正に処理・処分するため、可燃ごみは広域処理を継続します。また、資源ごみ及び不燃ごみ等については、従来から行っている資源の分別を徹底し、更なるリサイクル率の向上を目指します。

図4-1に本町のごみ処理体制を示します。

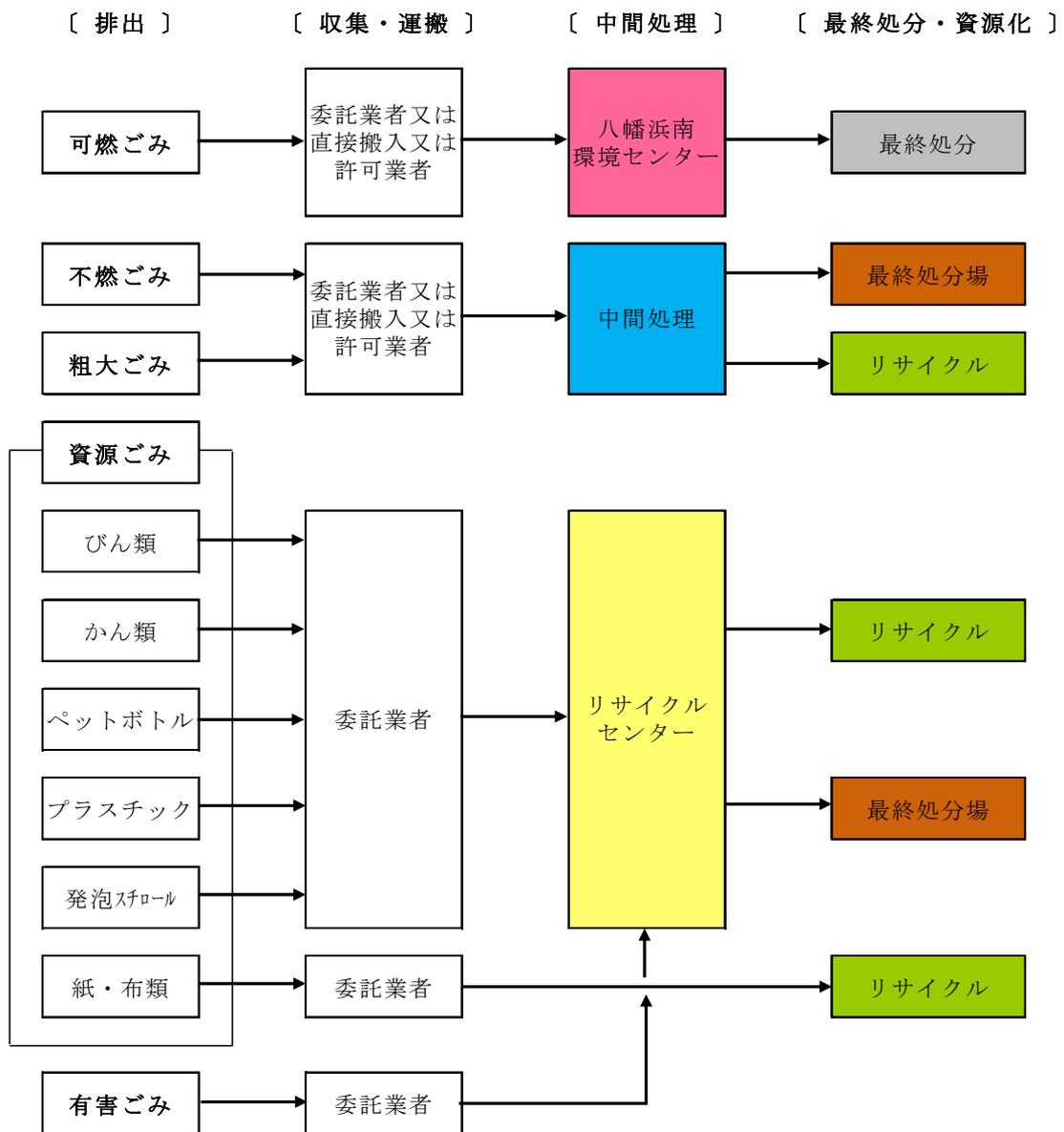


図4-1 ごみ処理・処分体制

2) ごみの種類別発生量の予測

過去の実績値等から導いたごみの種類別発生量の予測を表4-1及び図4-2に示します。

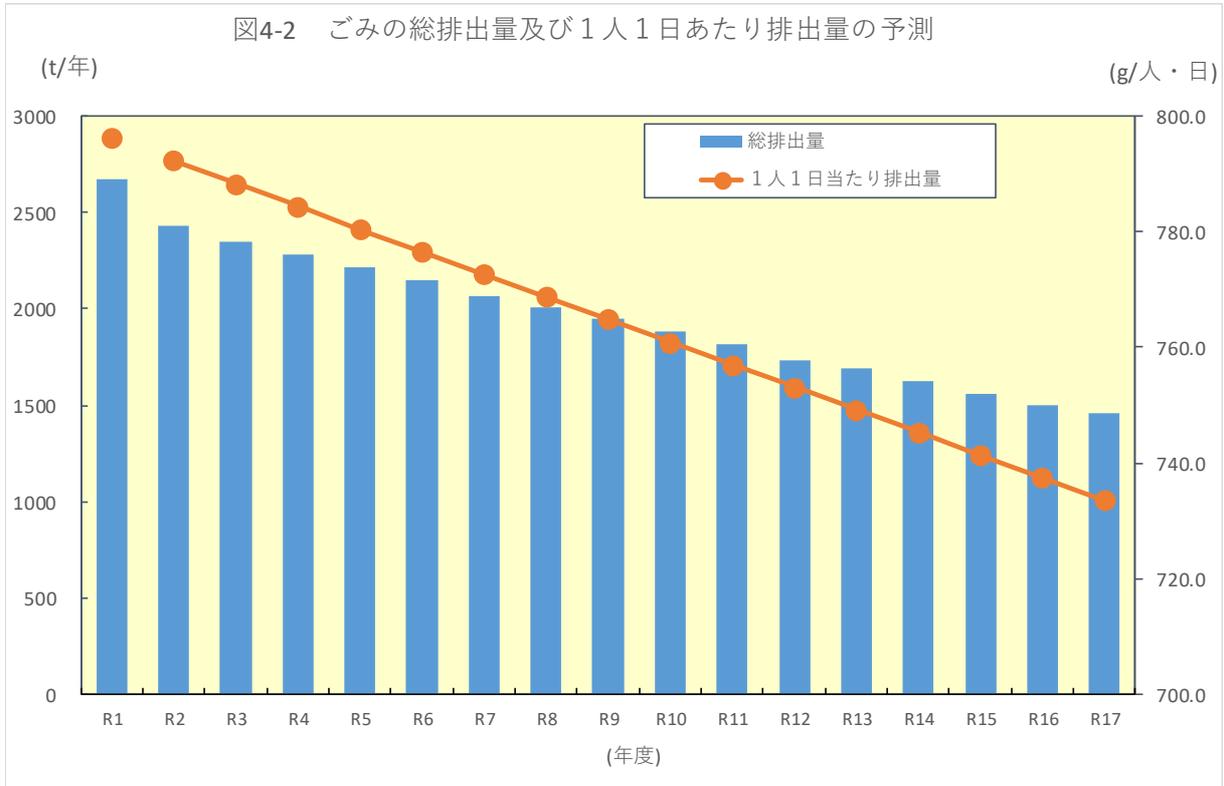
表4-1 ごみの種類別発生量の予測

区分	単位	実績値	予測値															
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	人	9163	8417	8163	7964	7765	7566	7311	7167	6968	6769	6569	6318	6171	5972	5772	5573	5427
計画収集人口		9163	8417	8163	7964	7765	7566	7311	7167	6968	6769	6569	6318	6171	5972	5772	5573	5427
総排出量	t/年	2670	2434	2349	2280	2218	2145	2062	2011	1951	1880	1815	1737	1692	1625	1562	1500	1457
家庭系ごみ		2144	2339	2257	2191	2132	2061	1981	1933	1875	1807	1744	1669	1626	1561	1501	1442	1400
可燃ごみ		1537	1565	1510	1466	1426	1379	1326	1293	1254	1209	1167	1117	1088	1045	1004	965	937
不燃ごみ		111	183	176	171	166	161	155	151	146	141	136	130	127	122	117	113	109
粗大ごみ		116	209	202	196	191	184	177	173	168	162	156	149	146	140	134	129	125
有害ごみ		5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
資源ごみ		375	377	364	353	344	332	320	312	302	291	281	269	262	252	242	233	226
事業系ごみ		526	95	92	89	87	84	80	78	76	73	71	68	66	63	61	59	57
可燃ごみ		526	95	92	89	87	84	80	78	76	73	71	68	66	63	61	59	57
1人1日当たり排出量	g/人・日	796.1	792.2	788.3	784.4	780.5	776.6	772.7	768.8	764.9	761.0	757.0	753.1	749.2	745.3	741.4	737.5	733.6

※粗大ごみ量には直接搬入量を含む。

※1人1日当たり排出量には自家処理量を含めない。

図4-2 ごみの総排出量及び1人1日あたり排出量の予測

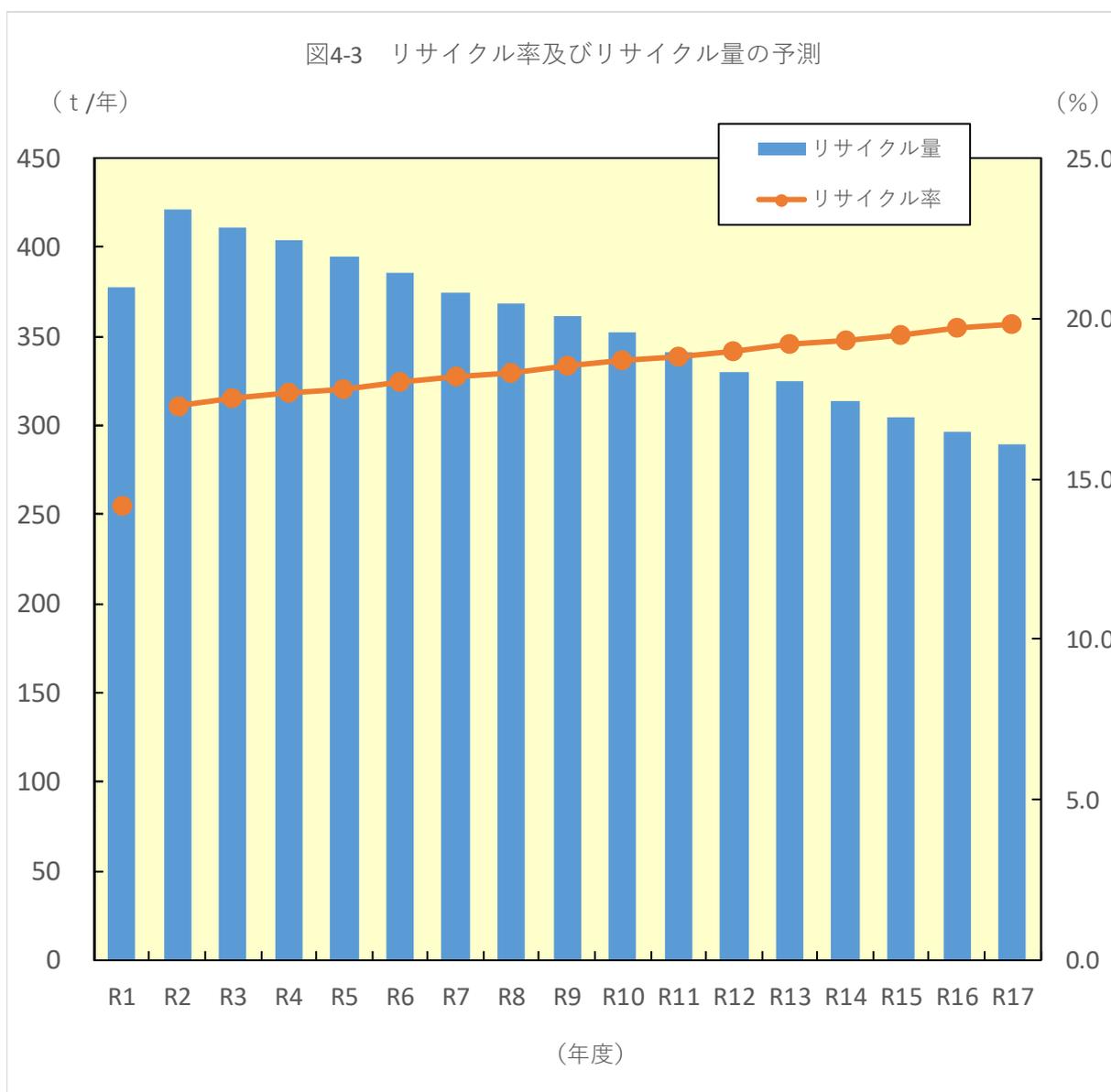


3) 再資源化量の予測

過去の実績値等から導いた再資源化量（リサイクル量）の予測を表4-2及び図4-3に示します。

表4-2 資源化量の予測

区 分	単位	実績値	予測値															
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総排出量	t/年	2,670	2,434	2,349	2,280	2,218	2,145	2,062	2,011	1,951	1,880	1,815	1,737	1,692	1,625	1,562	1,500	1,457
リサイクル率	%	14.2	17.3	17.5	17.7	17.8	18.0	18.2	18.3	18.5	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5	19.7	19.8
資源化量	t/年	378	421	411	404	395	386	375	368	361	352	341	330	325	314	305	296	289



4) 中間処理量の予測

ごみの種類別発生量の予測（表4-1、図4-2）に基づき中間処理量の予測を表4-3及び図4-4に示します。また、資源化处理により資源化される「リサイクル量」及び「資源化处理残渣量」の予測を表4-4及び図4-5に示します。

表4-3 中間処理量の予測

区 分	単 位	実績値	予測値																
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
中間処理量	t/年		2,559	2,251	2,173	2,109	2,052	1,983	1,907	1,860	1,804	1,739	1,679	1,606	1,565	1,503	1,444	1,389	1,348
焼却処理量			2,063	1,660	1,602	1,555	1,513	1,463	1,406	1,371	1,330	1,282	1,238	1,185	1,154	1,108	1,065	1,024	994
資源化处理量			496	591	571	554	539	520	501	489	474	457	441	421	411	395	379	365	354

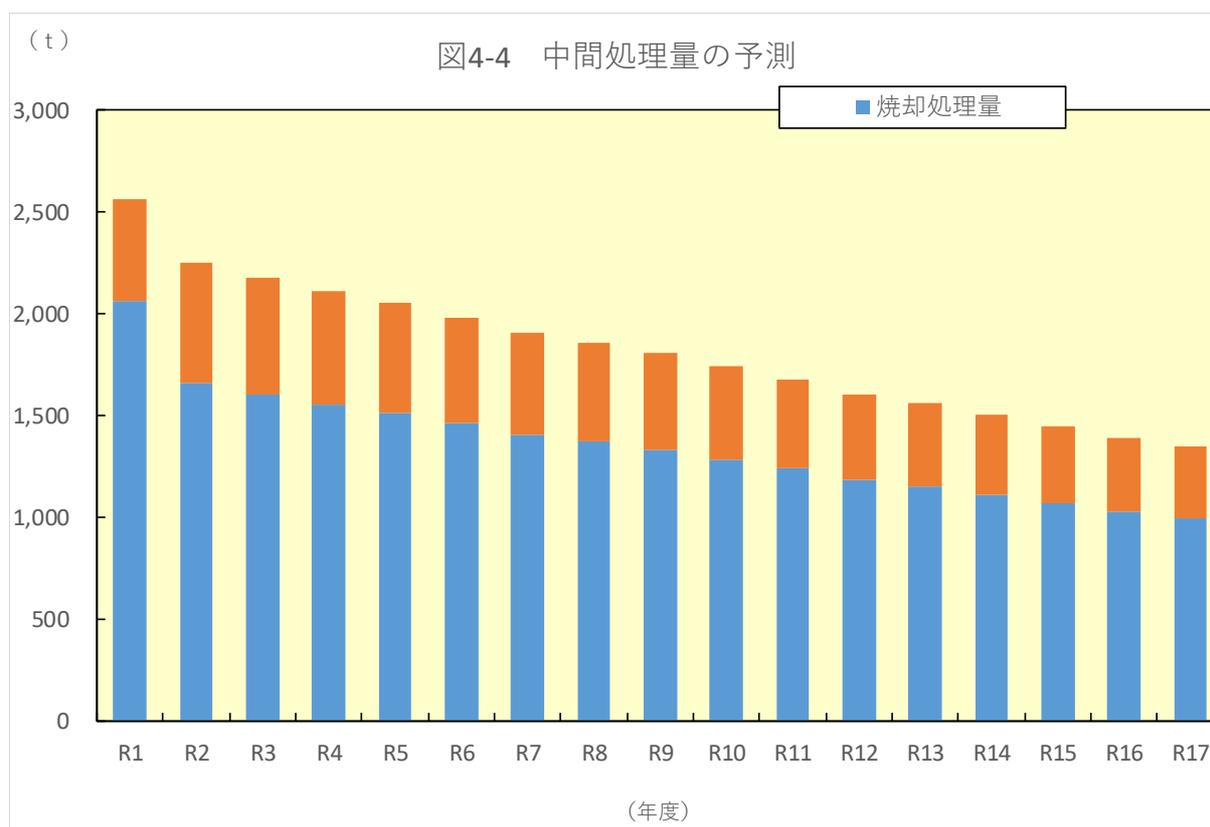
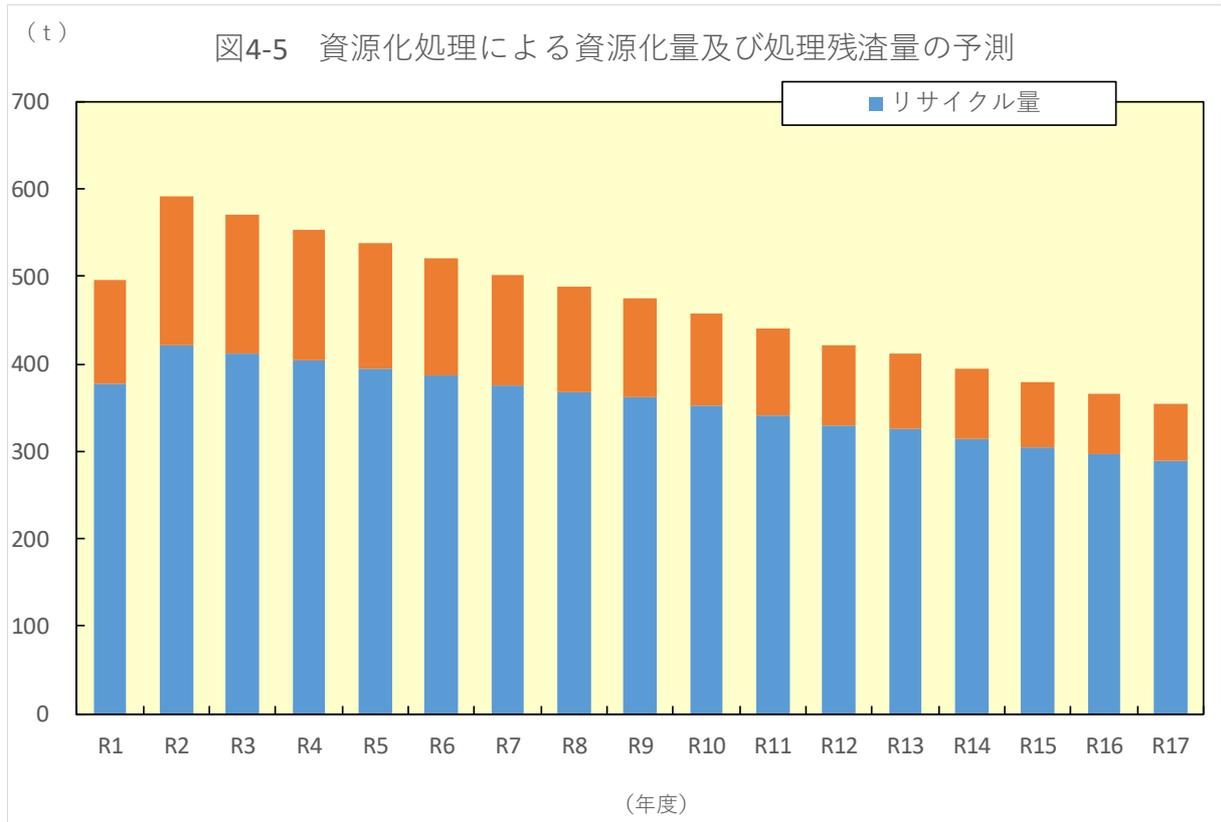


表4-4 資源化処理による資源化量及び処理残渣量の予測

区分	単位	実績値	予測値																
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
リサイクル量	t/年	378	421	411	404	395	386	375	368	361	352	341	330	325	314	305	296	289	
資源化処理残渣		118	170	160	150	144	134	126	121	113	105	100	91	86	81	74	69	65	

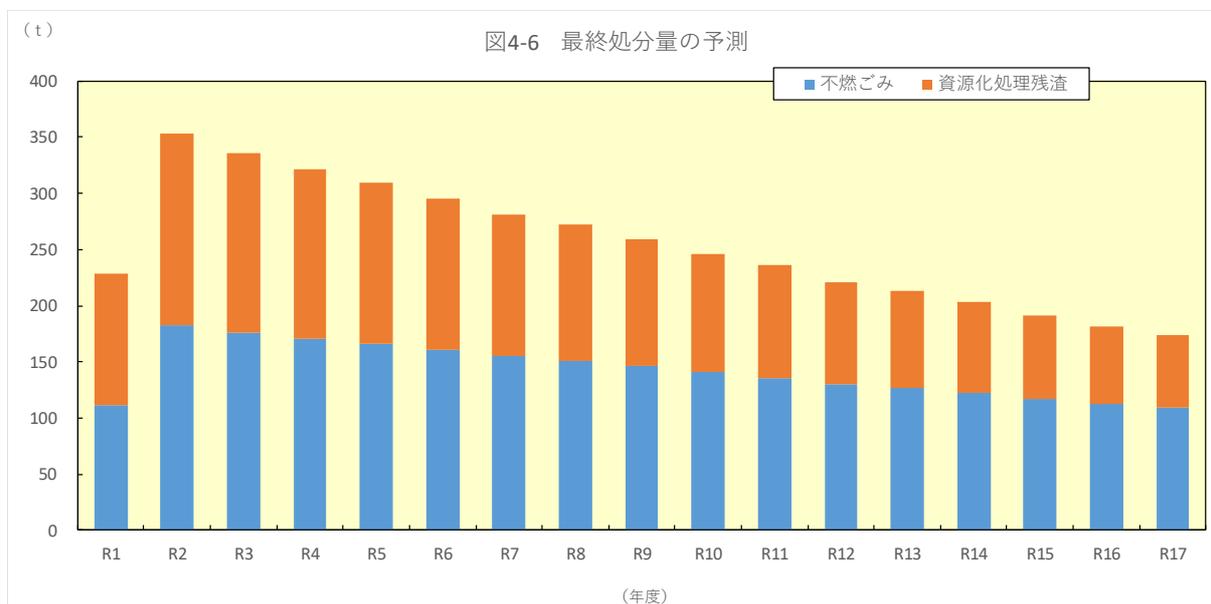


5) 最終処分量の予測

ごみの種類別発生量の予測（表4-1、図4-2）及び資源化処理による資源化量及び処理残渣量の予測（表4-4、図4-5）に基づき最終処分量の予測を表4-5及び図4-6に示します。

表4-5 最終処分量の予測

区分	単位	実績値		予測値														
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
最終処分量		229	353	336	321	310	295	281	272	259	246	236	221	213	203	191	182	174
不燃ごみ	t/年	111	183	176	171	166	161	155	151	146	141	136	130	127	122	117	113	109
資源化処理残渣		118	170	160	150	144	134	126	121	113	105	100	91	86	81	74	69	65



2. ごみ排出量及び処理等の目標

1) 目標設定の概要

本計画の策定においては、前計画と伊方町循環型社会形成推進地域計画（平成28年12月策定）（以下「推進計画」という。）との整合性を図るとともに、本町が現体制となった平成17年度から令和元年度までの実績値や入手可能な統計データ等を用いて算出した予測値や今後の取り組み等を勘案し、令和元年度の実績値を基準とし、各目標値を設定しました。

2) 本計画における目標

(1) 1人1日当たり排出量

前計画では、令和2年度に799.4g/人・日を達成することを目標とし、さらに、推進計画では、令和3年度に730.4g/人・日を達成することが目標と定めていました。

本町では、これらの目標に基づき各種施策を実施しました結果、令和元年度の実績は796.1g/人・日となり、また、過去の実績値に基づき算出したところ令和2年度は792.2g/人・日、令和3年度は788.3g/人・日の予測であり、前計画の目標値は達成しませんが、推進計画の目標値は達成することが難しい状況にあります。しかしながら、過去の実績値の動向から今後の「1人1日当たり排出量」は減少傾向にあり、令和17年度の予測値は733.6g/人・日にまでなると予測しています。

このため、今回の策定にあたっては、新たな施策を実施するなどにより予測値以上に削減することを目指し、推進計画に掲げる目標値を踏襲し、令和17年度の「1人1日当たり排出量」の目標値を730.4g/人・日とし、令和元年の基準値からは約9%程度削減することとしました。

(2) ごみ総排出量

前計画では、平成26年度に3,200t/年でありました「ごみ総排出量」を基準とし、令和2年度に2,907t/年（約9%削減）まで削減することを、また、推進計画では、令和3年度に2,877t/年（約10%削減）まで削減することを、目標としていました。

本町では、この目標に基づき各種施策を実施した結果、令和元年度には2,670t/年（約16.6%削減）まで削減することができ、過去の実績値に基づき算出したところ令和2年度は2,434t/年、令和3年度は2,349t/年にまでなると予測しており、2つの計画の目標は達成する見込みであります。

このため、今回の策定にあたっては、令和17年度における「1人1日当たり排出量」の目標値：730.4g/人・日に同年度の推計人口5,427人を乗じたものに、年間日数（366日）を乗じて導いた値である1,451t/年を、令和17年度における「ごみ総排出量」の目標値とし、令和元年度の基準値からは約46%程度削減することとしました。

(3) リサイクル率

前計画では、平成26年度に20.3%であった「リサイクル率」を基準とし、令和2年度に

22.0%まで増加することを、また、推進計画では、令和3年度に22.4%まで増加することを、目標としていました。

本町では、この目標に基づき各種施策を実施しましたが、平成27年度以降は、15%前後で推移しているところであり、また、過去の実績値に基づき算出しましたところ令和2年度は17.3%、令和3年度は17.5%と予測され、前計画及び推進計画の目標値は達成することが難しい状況にあります。

しかしながら、過去の実績値の動向から今後の「リサイクル率」は増加傾向にあり、令和17年度の予測値は19.8%にまでなると予測しています。

このため、今回の策定にあたっては、新たな施策を実施するなどにより予測値以上に増加することを目指し、推進計画に掲げる目標値を踏襲し、令和17年度の「リサイクル率」の目標値を22.4%とし、資源化量(リサイクル量)は289t/年で、令和元年の基準値からは8.4%増加することとしました。

3. 排出抑制・再資源化のための方策

1) ごみの排出抑制・再資源化に関する方策

環境負荷の少ない循環型社会を実現していくためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働してごみ問題に取り組んでいく必要があります。

共通の取組みとして、ごみの発生抑制（リデュース）、不用品の再使用（リユース）、ごみの再生利用（リサイクル）という「3R」を推進していくこととします。

町民は、ごみの排出抑制から分別によるリサイクルまでを必要最低限の取組みとして認識し、可燃ごみの排出を極力抑制することとします。

【町民の役割】

- ① ごみをできるだけ減らす。
例えば
 - ・ 頑丈な製品を使い、これをなるべく長く使用すること。
 - ・ 商品を買うときは、包装が簡素なものを選ぶこと。
- ② 不用になった物は、できるだけ繰り返し使う。
例えば
 - ・ ビール瓶は、酒屋さんに返すこと。
 - ・ 古着などは、フリーマーケットに出すこと。
- ③ 繰り返し使えない物は、資源としてリサイクルする。
例えば
 - ・ ごみは分別して出すこと。
 - ・ 不用になったテレビや冷蔵庫は電気屋さんに渡すこと。

事業者は、排出者責任と拡大生産者責任の実践を強く認識し、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任において適正に処理するとともに、取り扱う材料や製品などの処理方法まで見通した開発・販売に努めることとします。

【事業者の役割】

- ① 排出責任：ごみを捨てる人が、捨てようとするごみに責任を持ってリサイクルや処分を行うこと。
例えば
 - ・ ごみをきちんと分別すること。
 - ・ 事業者が自分のごみのリサイクル・処理を自ら行うこと。
- ② 拡大生産者責任：物を作る人や販売する人が、その物がごみになった後まで一定の責任を負う。
例えば
 - ・ リサイクル・処理しやすいように設計や材質を工夫すること。
 - ・ リサイクル・処理しやすいように材質等を表示すること。
 - ・ ごみになった物を特性に応じてその引き取り・リサイクルを実施すること。

行政は、自らの事務・事業に伴って発生するごみの減量化・資源化に努めるとともに、町民や事業者が3Rに取り組みやすい環境整備に努めることとします。

【行政の役割】

- ① 資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用する。
例えば ・ ごみを燃やした時に出る熱を発電や温水プールに利用すること。
- ② どうしても捨てるしかない物は、環境を汚さないようにきちんと処分する。
例えば ・ ダイオキシン類などが発生しないように適切に燃やすこと。
・ ごみの埋立は、周囲の環境に影響がないように行うこと。

(1) 排出抑制の方法

排出抑制の方法については、次の施策を実施します。

意識改革、啓発活動の実施

- ◆ 廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの法の趣旨の周知徹底を図ります。
- ◆ 町民、事業者、行政の協働によるごみの発生抑制、再資源化を目指した循環型社会づくりの形成を図ります。
- ◆ 地域ぐるみでの清掃活動などのごみゼロキャンペーンを行い、ごみ減量化の啓発活動を行います。

ごみの発生抑制、再資源化対

- ◆ 生ごみ処理機器を活用した生ごみの発生抑制や分別の徹底を図り、より一層の資源化を推進します。

(2) 再資源化の方法

再資源化の方法については、次の施策を実施します。

分別の徹底

- ◆ 容器包装リサイクル法に基づく分別の徹底を図ります

事業者への再生利用の指導

- ◆ 事業者に対し、ごみの減量化や再生利用に向けた指導を行います。

4. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬計画に関する目標

収集・運搬に関する目標は次のとおりです。

目 標
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの分別区分及び収集回数は、原則的に現行制度を維持するものとしますが、必要に応じて見直しを図るものとします。 ◆ 集積所の設置場所の適正化を図ります。

2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は、本町全域とします。

3) ごみの排出方法（容器包装リサイクル法への対応）

ごみの排出方法等に関する事項は次のとおりとし、容器包装品目を始め資源ごみの分別の徹底を図ります。

ご みの 分 別 種 類	【5種10分別】 1. 可燃ごみ : ① もやすごみ 2. 不燃ごみ : ② 埋立ごみ 3. 粗大ごみ : ③ 粗大ごみ 4. 有害ごみ : ④ 有害ごみ 5. 資源ごみ : ⑤ かん類 ⑥ びん類 ⑦ ペットボトル ⑧ プラスチック製容器包装 ⑨ 発泡スチロール ⑩ 古紙・古着
ご み 処 理 手 数 料	【処理手数料】指定ごみ袋販売方法 ・燃えるごみ（可燃ごみ）：大・中・小（10枚入り） ・燃えないごみ（埋立ごみ）：中・中・小（10枚入り）

4) 収集・運搬の方法

ごみの収集回数は、次のとおりとし、収集・運搬の委託の体制を確立します。

ご みの 収 集 回 収	【収集回収】 1. 可燃ごみ : 2回/週 2. 不燃ごみ : 1回/月 3. 粗大ごみ : 1回/月（最終処分場への直接搬入は週1回） 4. 有害ごみ : 3回/年 5. 資源ごみ : ① かん : 1回/月 ② びん : 1回/月 ③ ペットボトル : 2回/月 ④ プラスチック製容器包装 : 2回/月 ⑤ 発泡スチロール : 1回/月 ⑥ 古紙・古着 : 1回/月
-----------------	---

5) 事業系ごみの対応

事業系ごみについては、事業者自らの責任において対応できるよう指導します。

5. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

ライフスタイルの変化等に伴って増加し、多様化するごみを適切に処理するため、可燃ごみの広域化処理の計画は、関係市町村と共同で検討します。

2) 中間処理の方法

中間処理については当面、現状のとおり八幡浜南環境センターにおいて処理を行います。施設概要を表4-8に示します。

表4-8 中間処理施設の概要

区 分	能 力	備 考
ごみ焼却施設	42t × 24h × 2炉 = 84t/日	24時間稼働で処理

3) 中間処理技術

中間処理技術の研究は広域処理計画において共同で実施します。

4) 中間処理施設及びその整備計画の概要

中間処理施設の整備計画については、広域処理計画において共同で検討します。

5) 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法

エネルギー回収利用方法についても同様に、広域処理計画において共同で検討します。

6. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

ごみの発生抑制、資源分別収集などにより、ごみの減量化や資源化を推進し、最終処分量の削減に努めます。

2) 最終処分の方法

伊方町一般廃棄物最終処分場へ搬入される「埋立ごみ」、「粗大ごみ」、「伊方町リサイクルセンター中間処理残渣」を埋立処分します。

3) 最終処分場の概要

現在の伊方町一般廃棄物最終処分場の埋立て予定期間は、平成25年度から令和9年度までとなっており、令和10年度からは新たな一般廃棄物最終処分場の計画をしております。

一般廃棄物最終処分場 施設概要	
◆埋立面積	4,300 m ²
◆埋立容量	19,700m ³
◆浸出水処理能力	10m ³ /日

7. その他の事項

1) 適正処理困難物について

本町で処理できないごみの種類は以下のとおりです。

ごみ種	収集・処理対象外の廃棄物	排出方法
危険物	農薬、化学薬品、劇物、医療系廃棄物、消火器、バッテリー、ガスボンベなど	販売店または専門業者に相談する
処理困難物	廃タイヤ、ボタン型・充電式電池、バイク、自転車、温水器など	買い換え時に販売店に引取りを依頼するか販売店または専門業者に相談する
産業廃棄物	建設・建設廃材、農業・漁業用器具資材など	専門業者に相談する
家電リサイクル法の対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する
資源有効利用促進法の対象品目	デスクトップパソコン、ノートパソコン、パソコン用ディスプレイ	製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン3R推進センター等に問い合わせる

2) 災害時の廃棄物処理対策に関する事項

災害時の一般廃棄物及び災害により発生するがれき等の廃棄物について、収集・運搬、処理・処分が迅速に行えるよう、県、近隣市町村との連携を図りながら、対策を講じていきます。

3) 地域に関する諸計画との関係

ごみの処理・処分に関わる諸計画との整合を図るため、計画区域内における各事業の現況と今後の動向について関係機関と十分な調整を図ります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 伊方町総合計画 ◆ 伊方町環境基本計画 ◆ 愛媛県廃棄物処理計画 等 |
|--|